

株 主 各 位

東京都新宿区四谷四丁目16番3号
日本ラッド株式会社
代表取締役社長 大塚 隆一

第38回定時株主総会招集ご通知一部訂正のお知らせ

同封ご送付の第38回定時株主総会招集ご通知に下記の訂正がありますので、ご訂正のうえご高覧くださいますようお願い申し上げます。

記

訂正箇所（ゴシック斜体は訂正箇所を示します。）

・14頁

Ⅲ 会社役員に関する事項（平成21年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

<誤>

氏 名
山 口 美惠子

<正>

氏 名
山 口 三惠子

・46頁～47頁

第1号議案 定款一部変更の件

<誤>

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 (株券の発行) 第7条 当会社は、その株式に係る株券を発行する。	第2章 株式 (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は100株とする。 <u>②当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u> (株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。 (株主名簿管理人)</p> <p>第10条 <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u> <u>②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを広告する。</u> <u>③当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、取り扱わない。</u> (基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第12条～第28条 <省略> (剰余金の配当)</p> <p>第29条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 ②前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は100株とする。 (削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。 (削除)</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎月3月31日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第10条～第26条 <現行通り> (剰余金の配当)</p> <p>第27条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 ②前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>

< 正 >

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。 (単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は100株とする。 ②当社は、前条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。</u> <u>ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u> (株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、<u>単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u> (株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> ③当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、取り扱わない。 (基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第12条～第28条 <省略> (剰余金の配当)</p> <p>第29条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 ②前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第30条～第31条 <省略></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 <現行通り> (削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 <現行通り> ② <現行通り></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎月3月31日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第11条～第27条 <現行通り> (剰余金の配当)</p> <p>第28条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 ②前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第29条～第30条 <省略></p>

・50頁

第2号議案 取締役8名選任の件

<誤>

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

<正>

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 谷口博保氏は社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者とした理由

谷口博保氏は、既に2年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断しました。

以 上